

感染症法に基づく医療措置協定にかかる事前調査

新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）及び新感染症を基本とする。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定締結に当たっての意向について、以下ご回答ください。

まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むこととし、新型コロナ対応の実績を踏まえつつ、ご回答をお願いします。

① 病床確保

患者の受入病床として確保可能な病床の見込数について、以下に病床区分ごとにご回答ください。

ただし、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床及び結核病床は、見込数に含めないでください。

項目	見込数 【流行初期期間】 (発生公表後3か月程度) (都道府県知事の要請後7 日以内(重症)又は 14日以内(軽症中等症)に 実施)	見込数 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月程度以内)
確保予定病床数(重症病床)		
うち 患者特特別受入可能病床(重複可)		
精神疾患を有する患者		
妊産婦(出産可)		
妊産婦(出産不可)		
小児		
透析患者		
確保予定病床数(軽症中等症病床)		
うち 患者特特別受入可能病床(重複可)		
精神疾患を有する患者		
妊産婦(出産可)		
妊産婦(出産不可)		
小児		
透析患者		

※ 後方支援医療機関（「①感染症患者以外の患者の受入」「②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入」との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響をご記入ください（特に流行初期医療確保措置期間中の連携・対応について現時点で予定があればご記入ください）。

② 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数の見込みについて、以下にご回答ください。あわせて、かかりつけ患者以外の受入れや、小児の対応が可能かご回答ください。

※対応可能人数（〇人/日）については、当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数（受診者数）を意味し、協定締結時点で想定される持続的に対応可能な（最大の）数を記載ください。

※検査の実施能力（〇件/日）については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な（最大の）数を記載ください。

また、新型コロナ対応における核酸検査と同様の検査方法を想定（医療機関で検体の採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない）

なお、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提（医療機関の責に帰すべき理由によらない、検査試薬が流通していない等の理由により検査が実施できない環境は想定しない）

（本調査は医療措置協定に係る協議・締結に向けたものですが、医療措置協定に記載する検査の実施能力部分については、検査等措置協定を兼ねることとなります。）

※流行初期経過後において、かかりつけ患者に限って対応する場合には、その旨明記することとする。

※小児患者の対応ができる場合には、その旨明記することとする。

項目	対応可能人数 【流行初期期間】 (都道府県知事の要請後7 日以内に措置を実施 発生公表後3か月程度)	対応可能人数 【流行初期期間経過後】 (発生公表後4か月程度から 6か月程度以内)
発熱外来患者数（単位 1日あたり）		
検査（核酸検査）数		
普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入可否		
小児の受入可否		

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下にご回答ください。

※健康観察とは、大阪府(保健所等)から依頼された患者に対して体温その他の健康状態について報告を求める業務

(感染症法第44条の3第4項の規定に基づき、感染症発生・まん延時にその実施を委託して実施)

(参考) 対応可能見込数については、参考記載とし、可能な範囲で記載

(1) 自宅療養者への医療の提供の可

	提供の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）					
	電話、オンライン診療、往診			健康観察		
	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 普段から自院にかかっている患者 (かかりつけ患者) 以外の 受入可否	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 普段から自院にかかっている患者 (かかりつけ患者) 以外の 受入可否
自宅療養者等への医療提供の可否						

	提供の可否【流行初期期間経過後】（発生公表後4か月程度から6か月程度以内）					
	電話、オンライン診療、往診			健康観察		
	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 普段から自院にかかっている患者 (かかりつけ患者) 以外の 受入可否	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 普段から自院にかかっている患者 (かかりつけ患者) 以外の 受入可否
自宅療養者等への医療提供の可否						

(2) 宿泊療養施設療養者への医療の提供の可否

① 宿泊療養施設で医療が必要となった療養者に対し、施設からの依頼を受け医療を提供

	提供の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）					
	電話、オンライン診療、往診			健康観察		
	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1週あたり最大日数	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大人数	(参考) 対応可能見込数 夜間対応の可否	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数
宿泊療養施設で医療が必要となった療養者に対し、施設からの依頼を受け医療を提供						

	提供の可否【流行初期期間経過後】（発生公表後4か月程度から6か月程度以内）					
	電話、オンライン診療、往診			健康観察		
	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1週あたり最大日数	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大人数	(参考) 対応可能見込数 夜間対応の可否	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数
宿泊療養施設で医療が必要となった療養者に対し、施設からの依頼を受け医療を提供						

② 医師・看護師が宿泊療養施設に常駐する「診療型宿泊療養施設」を担当する医療機関となり、毎日時間を決めた往診等診療の実施、夜間における症状悪化に対応する体制（電話・オンライン診療等）を確保するなどにより療養者に必要な医療を提供（具体的な医療の提供方法は別途協議を予定）

	提供の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）				
	提供の可否	(参考) 常駐時間		(参考) 往診対応	
		開始時間（24時間表記）	終了時間（24時間表記）	開始時間（24時間表記）	終了時間（24時間表記）
診療型宿泊療養施設を担当する医療機関による医療の提供					

	提供の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）		
	(参考) 夜間対応（電話やオンライン診療等）	(参考) 対応可能な施設数 1日あたり最大施設数 ※ 200室程度の施設を想定	
	開始時間（24時間表記）	終了時間（24時間表記）	
診療型宿泊療養施設を担当する医療機関による医療の提供			

(3) 高齢者施設等への医療の提供の可否

	提供の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）					
	電話、オンライン診療、往診			健康観察		
	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 連携医療機関となっている施設 以外の施設の入受可否	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 連携医療機関となっている施設 以外の施設の入受可否
高齢者施設等への医療の提供の可否						

	提供の可否【流行初期期間経過後】（発生公表後4か月程度から6か月程度以内）					
	電話、オンライン診療、往診			健康観察		
	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 連携医療機関となっている施設 以外の施設の入受可否	提供の可否	(参考) 対応可能見込数 1日あたり最大数	左記で実施可の場合、 連携医療機関となっている施設 以外の施設の入受可否
高齢者施設等への医療の提供の可否						

※ 高齢者施設等

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定

④ 後方支援

(1) 病床確保の予定がない病院を中心に、後方支援（①感染症患者以外の患者の受入※）の対応が可能かについて、ご回答ください。

※新興感染症患者の受入に対応する医療機関と新興感染症発生時の患者受入の役割分担を事前協議する等し、感染症患者以外の患者を受け入れていただくことを想定

	対応の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）		対応の可否【流行初期期間経過後】（発生公表後4か月程度から6か月程度以内）	
	対応の可否	主に想定している内容（あれば）	対応の可否	主に想定している内容（あれば）
後方支援（①感染症患者以外の患者の受入※）の対応				

(2) 全ての病院において、後方支援（②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入）の対応が可能かについて、ご回答ください。

	対応の可否【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）	対応の可否【流行初期期間経過後】（発生公表後4か月程度から6か月程度以内）
後方支援（②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入）の対応		

⑤ 人材派遣

人材派遣が対応可能な見込人数について、以下にご回答ください。

① 感染症医療担当従事者

感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者
（感染症患者受入病院、臨時の医療施設等において、感染症患者の診療、治療、看護、各種検査等に従事する者を想定）

② 感染症予防等業務関係者

感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者
（感染者の入院等の判断・調整、医療機関や高齢者施設等におけるクラスターへの対応（感染制御等）等に従事する者を想定）

※実際に医療を行う医療従事者だけでなく、事務職等も含まれます。

※感染症医療担当従事者と感染症予防等業務関係者の両方の対象となる者は、両方の人数にご回答ください。

※医療法の改正（令和6年4月1日施行）により、感染症発生・まん延時において、DMAT、DPAT等が派遣されることが想定されており、DMAT、DPAT等に登録されている者は、感染症医療担当従事者及び感染症予防等業務関係者の対象に含まれると考えられるため、DMAT、DPAT等を含めた人数の回答が必要です。

	対応見込数【流行初期期間】（発生公表後3か月程度）	対応見込数【流行初期期間経過後】（発生公表後4か月程度から6か月程度以内）
1 医師		
1-1 感染症医療担当従事者		
1-1のうち、府外への派遣可		
1-2 感染症予防等業務関係者		
1-2のうち、府外への派遣可		
2 看護師		
2-1 感染症医療担当従事者		
2-1のうち、府外への派遣可		
2-2 感染症予防等業務関係者		
2-2のうち、府外への派遣可		
3 その他		
3-1 感染症医療担当従事者		
3-1のうち、府外への派遣可		
3-2 感染症予防等業務関係者		
3-2のうち、府外への派遣可		

「3 その他」の職種 （上記人数に含まれる職種を記載してください）		
--------------------------------------	--	--

○改正医療法第30条の12の6第1項では、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等のため、協定を締結することとされており、その協定の締結のために参考となる事項について、以下にご回答ください。
（当該協定の扱いについては、検討中であり、別途連絡予定）

※病院に所属する医療従事者で、DMAT、DPAT等に登録している者に関する上記質問事項に該当する者の人数を記載

	DMAT	DPAT
医師		
看護師		
その他		

⑥ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下にご回答ください。

備蓄量は、医療機関の使用量2か月分以上とすることを推奨（使用量2か月分を定める場合、その医療機関（検査機関）のこれまでのコロナ対応での平均的な使用量2か月分を設定）

（使用量2か月分以外でも、例えば使用量1か月分や、使用量3週間分、使用量3か月分など、医療機関（検査機関）が設定する備蓄量で協定を定めることができる（協定期間分と備蓄量を明確にして定める）。）

平時において、医療機関が物資を購入して保管し、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用、回転型での運営を推奨

医療措置協定で定める備蓄量は、その医療機関の施設としての使用量で設定（その医療機関の新興感染症診療部門以外での使用量も含まれる）

※使用量1か月に満たない場合は、小数点で回答ください（例 0.8か月分）

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。

必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

	備蓄予定	
	〇か月分	〇枚
サージカルマスク		
N95マスク		
アイソレーションガウン		
フェイスシールド		
非滅菌手袋		